

岐阜大学大学院自然科学技術研究科における修士の学位に関する取扱要項

平成30年9月19日
自然科学技術研究科長裁定

岐阜大学大学院自然科学技術研究科における修士の学位論文の取扱いは、岐阜大学大学院学則、岐阜大学学位規則、岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程に定めるもののほか、この取扱要項の定めるところによる。

第1 学位論文等の提出資格

学位論文を提出することのできる者は、学位取得時に修士課程に2年以上（特に優れた研究業績を上げた者にあつては1年以上）在学し、所定の単位を修得（修得見込みを含む。）した者で、指導教員により必要な研究指導が終了し、学位論文等をまとめることができた者とする。

第2 学位論文等

学位論文等は、「学位論文等作成要領」（別紙）にもとづき作成する。

第3 学位論文等の審査出願及び提出期日

- (1) 学位論文等の審査を願い出る者は、次に掲げる書類を主指導教員の承認を経て研究科長に提出するものとする。
 - 一 学位審査願（様式1）
（所定の用紙を使用する。）
 - 二 学位論文 論文1編
 - 三 学位論文（研究の成果）要旨（様式2）
- (2) インフラマネジメントリーダー育成プログラムを履修する学生については、前項第三号の書類に代えて研究の成果物を主指導教員の承認を経て研究科長に提出することができる。
- (3) 学位審査願の提出期日は、1月下旬（秋季入学者にあつては7月下旬）の研究科長が定める日とする。学位論文、研究の成果及び学位論文（研究の成果）要旨の提出期日は、当該年度の各専攻が定める日とする。ただし、これらの期日までに提出できなかった者は、研究科長の承認を得て、それぞれの提出期日の5ヵ月以内に学位論文等を提出することができる。
- (4) 特に優れた研究業績を上げた者の要件は別に定める。

第4 審査委員の選出

- (1) 審査委員会は、審査する学位論文等ごとに、審査委員3名以上（主査1名、副査2名以上）で組織する。
- (2) 主査は、当該専攻の研究指導の資格を有する教員（以下「資格教員」という。）のうちから選出する。
- (3) 副査は、本研究科の資格教員のうちから選出する。ただし、審査上必要と認めた場合には、他研究科又は他機関の教員等を副査とすることができる。
- (4) 各領域長は、審査する学位論文等ごとに審査委員候補者を選定し、「修士学位審査委員候補者名簿」（様式3）により指定の期日までに研究科長に推薦するものとする。
- (5) 研究科長は、修士学位審査委員候補者名簿の受理後、自然科学技術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いて、審査委員を指名する。

第5 学位論文等審査及び最終試験の実施

- (1) 審査委員は、学位論文等審査及び最終試験を行うものとする。
- (2) 学位論文等の公表
 - 一 学位論文提出者は、その研究内容について口頭発表をしなければならない。
 - 二 発表は、領域ごとに行う。
 - 三 領域ごとの学位論文発表予定表（様式4）を発表日の1週間前までに自然科学技術研究科内の公共掲示板等で公表する。
- (3) 審査委員は、選出された日から当該年度の2月末日（秋季入学者にあつては8月末日）までに学位論文等審査及び最終試験を終了しなければならない。ただし、第3（3）のただし書により学位論文を提出した者については、指定した期日までに学位論文等審査及び最終試験を終了しなければならない。
- (4) 主査は、学位論文（研究の成果）の要旨、学位論文等審査及び最終試験の結果の要旨を文書（様式5）により研究科委員会に報告しなければならない。
- (5) 不合格者が再提出した学位論文等の審査については、第4及び第5（1）から（3）までの取扱いに準じて処理する。

第6 修了認定の時期

- (1) 修了認定の時期は、3月とする。（ただし、秋季入学にあつては、9月とする。）
- (2) 前項の規定にかかわらず、特別な事由のある学生については、修了の認定の時期を9月とすることができる。（ただし、秋季入学にあつては、3月とする。）

附 則

この要項は、平成30年9月19日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

○岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 88 号)

改正 平成 29 年 4 月 19 日 平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 56 号
令和 2 年 3 月 30 日規程第 47 号 令和 3 年 3 月 22 日岐大規程第 147 号
令和 4 年 3 月 18 日岐大規程第 54 号 令和 4 年 5 月 25 日岐大規程第 5 号
令和 5 年 3 月 15 日岐大規程第 64 号 令和 5 年 5 月 17 日岐大規程第 3 号
令和 6 年 3 月 21 日岐大規程第 56 号 令和 6 年 5 月 15 日岐大規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 岐阜大学大学院自然科学技術研究科(以下「本研究科」という。)における教育に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則(平成 19 年岐阜大学規則第 51 号。以下「大学院学則」という。)及び岐阜大学学位規則(平成 16 年岐阜大学規則第 117 号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第 2 条 本研究科及び専攻は、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 人材の養成、教育研究上の目的及びその公表等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育プログラム)

第 3 条 本研究科にグローバルリーダーとして活躍できる人材を育成するため、英語による実践的な教育を行うアドバンスド・グローバル・プログラム(以下「AGP」という。)を置き、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻(以下「国際連携食品科学技術専攻」という。)を除く各専攻において実施する。

2 本研究科に次の各号に掲げる高度な専門知識と問題解決能力を備え、即戦的に活躍できる若手研究者・技術者を育成するための教育プログラムを置き、当該各号に定める専攻において実施する。

一 インフラマネジメントリーダー育成プログラム 環境社会基盤工学専攻

二 実世界データ演習型育成プログラム 知能理工学専攻

三 航空宇宙生産技術システムアーキテクト人材育成プログラム 知能理工学専攻

四 気象データアナリスト養成プログラム 環境社会基盤工学専攻及びエネルギー工学専攻

五 創薬リサーチマネジメント人材実践的育成プログラム 生命科学・化学専攻

六 グローカルエキスパート・プログラム 国際連携食品科学技術専攻

(授業期間)

第 3 条の 2 本研究科(国際連携食品科学技術専攻を除く。)における授業は、前学期を第 1 ターム及び第 2 タームに、後学期を第 3 ターム及び第 4 タームに分けて実施する。

2 国際連携食品科学技術専攻の授業期間は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第4条 各専攻（AGP及び国際連携食品科学技術専攻を除く。本条において以下同じ。）の授業科目、単位数及び配当時期は、別表第1のとおりとする。

2 AGPの授業科目、単位数及び配当時期は、別表第2のとおりとする。

3 国際連携食品科学技術専攻の授業科目、単位数及び配当時期は、別表第3のとおりとする。

（授業及び研究の指導）

第5条 本研究科における授業及び研究の指導は、本研究科並びに本研究科の教育内容と関連のある学部、研究科、研究施設及び共同教育研究支援施設に所属する教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授又は助教に授業及び研究の指導を担当させることができる。

（指導教員）

第6条 本研究科における研究の指導のため指導教員を置き、本研究科に係る研究指導の資格を有する教員とする。

2 指導教員は学生1名につき、主指導教員1名及び副指導教員1名以上とする。

（履修申請手続）

第7条 本研究科の学生は、履修する授業科目について所定の期日までに履修申請をしなければならない。

（定期試験）

第8条 定期試験を実施する授業科目、日時等は、あらかじめ公示する。

2 定期試験を受けることのできる授業科目は、授業科目を履修した授業期間において、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により、成績の判定ができる授業科目については、定期試験を省略することができる。

（追試験）

第9条 授業科目担当教員は、病気その他やむを得ない理由により試験日に欠席した学生の当該授業科目について、1回に限り追試験を行うことができる。この場合において、病気の理由により欠席した学生は、医師の診断書を、その他の理由により欠席した学生は、その理由書を添え、追試験の受験を当該授業科目担当教員に願い出なければならない。

（再試験）

第10条 試験の結果が不合格と判定された授業科目については、当該授業科目担当教員の承認を得て、再試験を受けることができる。

（追試験及び再試験の実施期日）

第11条 前2条に規定する追試験又は再試験の実施期日は、当該授業科目担当教員が定めるものとする。

（単位修得の認定）

第 12 条 単位修得の認定は、大学院学則第 31 条に規定する授業科目の成績の判定に基づき、研究科長が行う。

(他の専攻における授業科目の履修等)

第 13 条 学生（国際連携食品科学技術専攻を除く。）が本研究科の他の専攻若しくは他の研究科の専攻又は学部の専門教育に関する授業科目を履修しようとするときは、主指導教員の承認に基づき、その所属する専攻を経て、研究科長に申し出なければならない。

2 学生が他の大学の大学院又は外国の大学院等の授業科目を履修しようとするときは、前項の規定を準用する。

3 研究科長は、前 2 項の規定により履修した授業科目の修得単位（学部の授業科目の修得単位を除く。）を、当該授業科目が別表第 1（A G P にあつては別表第 2）の科目区分の項に掲げられているものとみなし、第 4 条に規定する単位として認めることができる。

(教育方法の特例)

第 14 条 本研究科は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(成績評価基準の明示等)

第 15 条 本研究科の授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画の明示方法等については、別に定める。

2 本研究科の学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に関する基準及び明示方法等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 16 条 本研究科の授業並びに研究指導の方法及び内容の改善を図るための組織的な研修、研究の実施方法等は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 17 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修に関し必要な事項は、大学院学則第 41 条に定めるもののほか、別に定める。

(転専攻)

第 18 条 学生が本研究科の他の専攻に転専攻しようとするときは、所属専攻に願い出て、研究科長の許可を得なければならない。

2 研究科長が前項の許可を行うときは、あらかじめ研究科委員会の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の規定により転専攻する場合に、その学生の既に修得した授業科目及びその単位数の認定は、研究科長が行う。

4 研究科長が前項の認定を行うときは、転専攻を受け入れる専攻に審査を行わせ、大学院委員会の意見を聴かなければならない。

5 前4項に規定するもののほか、転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第19条 本研究科（国際連携食品科学技術専攻を除く。）の修了要件は、2年以上在学し、別表第4（AGPにあっては別表第5）に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、特に優れた業績を上げた学生の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 国際連携食品科学技術専攻の修了要件は、2年以上在学し、別表第6に定めるところにより48単位以上を修得（GPA2.25以上）し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 第1項の場合において、インフラマネジメントリーダー育成プログラムを履修する学生については、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。この場合において、次条及び第21条の規定の適用については、同条中「学位論文」とあるのは「特定の課題についての研究成果」と読み替える。

(学位論文の提出及び審査)

第20条 各専攻の学生で、学位論文を提出することのできるものは、所定の授業科目及び単位を修得した学生又は学位論文の審査終了時までに修得見込みの学生とする。

2 学位論文は、専攻ごとに指定する期日までに提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学位論文を指定する期日までに提出できなかった者は、研究科長の承認を得て、別に指示された期日までに提出することができる。

4 前2項の規定により提出された各専攻の学生（国際連携食品科学技術専攻の学生を除く。）の学位論文の審査及び最終試験は、当該年度の8月末日まで又は2月末日までに行うものとする。

5 国際連携食品科学技術専攻の学生の学位論文の審査及び最終試験を行う期日は、別に定める。

(学位論文の審査基準)

第21条 学位論文は、論文内容の新規性、有用性、信頼性等の観点から審査し、修士の学位にふさわしい者を合格とする。

第22条 削除

(インフラマネジメントリーダー育成プログラムの修了要件)

第22条の2 インフラマネジメントリーダー育成プログラムの修了要件は、第19条に定める修了要件を満たし、かつ、別表第8に定める単位を修得することとする。

(実世界データ演習型育成プログラムの修了要件)

第 22 条の 3 実世界データ演習型育成プログラムの修了要件は、第 19 条に定める修了要件を満たし、かつ、別表第 9 に定める単位を修得することとする。

(航空宇宙生産技術システムアーキテクト人材育成プログラムの修了要件)

第 22 条の 4 航空宇宙生産技術システムアーキテクト人材育成プログラムの修了要件は、第 19 条に定める修了要件を満たし、かつ、別表第 10 に定める単位を修得することとする。

(気象データアナリスト養成プログラムの修了要件)

第 22 条の 5 気象データアナリスト養成プログラムの修了要件は、第 19 条に定める修了要件を満たし、かつ、別表第 11 に定める単位を修得することとする。

(創薬リサーチマネジメント人材実践的育成プログラムの修了要件)

第 22 条の 6 創薬リサーチマネジメント人材実践的育成プログラムの修了要件は、第 19 条に定める修了要件を満たし、かつ、別表第 12 に定める単位を修得することとする。

(グローバルエキスパート・プログラムの修了要件)

第 22 条の 7 グローバルエキスパート・プログラムの修了要件は、第 19 条に定める修了要件を満たし、かつ、別表第 13 に定める単位を修得することとする。

第 23 条 削除

(特に優れた業績を上げた者の取扱)

第 24 条 大学院学則第 43 条に規定する特に優れた業績を上げた者に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 19 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 56 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については、改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、規程別表第 1（第 4 条，第 13 条関係）中，エネルギー工学専攻の専門科目「最適化工学持論」は、平成 30 年度以降に入学した学生についても適用する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規程第 47 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については、改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、規程別表第 1（第 4 条，第 13 条関係）中，生命科学・化学専攻の専門科目「分子構築学特論」及び物質・ものづくり工学専攻の専門科目「Advanced Topics in Chemical Engineering」，規程別表第 2（第 4 条，第 13 条関係）中，物質・ものづくり工学専攻の専門科目「Advanced Topics in Chemical Engineering」は，平成 31 年度以降に入学した学生より適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日岐大規程第 147 号)

- 1 この規程は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生に係る授業科目及び単位数は，改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 18 日岐大規程第 54 号)

- 1 この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については，改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，規程別表第 1（第 4 条，第 13 条関係）中，物質・ものづくり工学専攻の専門科目「電子材料学特論」，「動的システム制御論」，知能理工学専攻の領域コア科目「動的システム制御論」，専門科目「流体シミュレーション法」及びエネルギー工学専攻の専門科目「動的システム制御論」は，令和 3 年度以降に入学した学生についても適用する。

附 則(令和 4 年 5 月 25 日岐大規程第 5 号)

- 1 この規程は，令和 4 年 5 月 25 日から施行し，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については，改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，規程別表第 3（第 4 条，第 13 条関係）中，専門科目「高分子科学技術 Polymer Science and Technology」は，令和 3 年度以降に入学した学生についても適用する。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日岐大規程第 64 号)

- 1 この規程は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については，改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程（以下「規程」という。）

の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，規程別表第 1 中の知能理工学専攻の専門科目「応用離散数理特論」，「知能ロボティクス特論」及び「ナノ物性工学特論」並びに別表第 2 中，知能理工学専攻の専門科目「応用離散数理特論」，「知能ロボティクス特論」，「ナノ物性工学特論」及びエネルギー工学専攻の専門科目「エネルギー応用工学特論」は，令和 4 年度以降に入学した学生についても適用する。

附 則(令和 5 年 5 月 17 日岐大規程第 3 号)

- 1 この規程は，令和 5 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生に係る授業科目，単位数及び配当時期は，改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 21 日岐大規程第 56 号)

- 1 この規程は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については，改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 5 月 15 日岐大規程第 6 号)

- 1 この規程は，令和 6 年 5 月 15 日から施行し，令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生に係る授業科目，単位数及び配当時期は，改正後の岐阜大学大学院自然科学技術研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第 1(第 4 条関係，第 13 条関係)

[別紙参照]

別表第 2(第 4 条関係，第 13 条関係)

[別紙参照]

別表第 3(第 4 条関係，第 13 条関係)

[別紙参照]

別表第 4(第 19 条関係)

[別紙参照]

別表第 5(第 19 条関係)

[別紙参照]

別表第 6 (第 19 条関係)

[別紙参照]

別表第 7 削除

別表第 8 (第 22 条の 2 関係)

[別紙参照]

別表第 9 (第 22 条の 3 関係)

[別紙参照]

別表第 10 (第 22 の 4 条関係)

[別紙参照]

別表第 11 (第 22 条の 5 関係)

[別紙参照]

別表第 12 (第 22 条の 6 関係)

[別紙参照]

別表第 13 (第 22 条の 7 関係)

[別紙参照]